



# 佐賀県公報

平成20年  
6月17日  
(火曜日)  
第 13059号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく居宅介護を担当させる機関の指定  
(二六七・地域福祉課) 一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく介護予防を担当させる機関の指定  
(二六八・ ) 三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく指定介護機関の廃止  
(二六九・ ) 六
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく指定介護機関の開設者の住所並びに事業所  
の名称及び所在地の変更  
(二七〇・ ) 七
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の  
変更  
(二七一・ ) 七
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更  
(二七二・ ) 八
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく指定介護機関の所在地の変更  
(二七三・ ) 八
- 水防警報を行う河川及び海岸の指定  
(二七四・河川砂防課) 八
- 指定水防管理団体の指定の一部改正  
(二七五・ ) 九

○道路の区域の変更

### 公告

- 胃がん検診車の購入に係る一般競争入札  
(健康増進課) 一〇
- 土地改良区の定款変更認可  
(農地整備課) 三
- 公安委員会事項
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催  
(公告) 三
- 警備員指導教育責任者講習の実施  
( ) 三
- 平成二十年度警備員検定の実施  
( ) 五

## ○告示

### ◎佐賀県告示第二百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年六月十七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成二十年三月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人春陽会  
所在地 佐賀市兵庫町大字洲一九〇三番一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 デイサービスセンターうえむら  
所在地 佐賀市神園六丁目一〇七七番地一  
サービスの種類 通所介護

<p>二 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社さわやか門前 所在地 鹿島市古枝一六五〇番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホーム浜 所在地 鹿島市浜町乙二五九一番地一 サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>三 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 太陽シルバーサービス株式会社 所在地 福岡県朝倉郡筑前町高田五八五番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 太陽シルバーサービス株式会社佐賀営業所 所在地 武雄市朝日町大字甘久三四七四番地三 サービスの種類 福祉用具貸与及び福祉用具販売</p> <p>四 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 合同会社サポート中九州 所在地 鳥栖市本鳥栖町上鳥栖八三四番地三</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 サポート中九州 所在地 鳥栖市本鳥栖町上鳥栖八三四番地三 サービスの種類 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売</p> <p>五 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社団法人全国社会保険協会連合会</p>	
	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 東京都港区高輪三丁目二番一二 名称 佐賀社会保険介護老人保健施設サンビューさが 所在地 佐賀市兵庫南三丁目八番一号 サービスの種類 訪問リハビリテーション</p> <p>六 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人社団芳香会 所在地 福岡市中央区輝国一丁目一番七七号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 認知症対応型通所介護事業所東唐津 所在地 唐津市東唐津三丁目二番一号 サービスの種類 通所介護</p> <p>七 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ 所在地 三養基郡みやき町大字白壁二四七三番地三</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ 所在地 三養基郡みやき町大字白壁二四八四番地一八 サービスの種類 通所介護</p> <p>八 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 ケアパートナー株式会社 所在地 佐賀市兵庫町藤木一〇二七番</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ケアパートナー佐賀</p>

所在地 佐賀市兵庫町藤木一〇二七番  
サービスの種類 通所介護

九 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日  
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人扇子

所在地 杵島郡江北町大字惣領分一八〇二番地一  
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 ヘルパーステーション扇子

所在地 杵島郡江北町大字惣領分一八〇二番地一  
サービスの種類 訪問介護

十 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 有限会社ほほえみ

所在地 武雄市朝日町大字甘久二八三三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 デイサービスほほえみ

所在地 武雄市朝日町大字甘久二〇二九番地二  
サービスの種類 通所介護

十一 (一) 指定年月日 平成二十年四月二十四日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 ツルカメ薬局

所在地 佐賀市長瀬町三番一八号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 ツルカメ薬局

所在地 佐賀市長瀬町三番一八号

サービスの種類 居宅療養管理指導

十二 (一) 指定年月日 平成二十年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人至誠堂

所在地 唐津市厳木町本山三八六番一  
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 デイサービスセンターうつのみや

所在地 唐津市厳木町本山三八六番一  
サービスの種類 居宅介護

◎佐賀県告示第二百六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年六月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人剛友会

所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇  
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 剛友会通所リハビリテーション

所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇

サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

二 (一) 指定年月日 平成二十年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人春陽会

所在地 佐賀市兵庫町大字淵一九〇三番一  
事業所の名称、所在地及びサービスの種類

(三) 名称 デイサービスセンターうえむら

所在地 佐賀市神園六丁目一〇七七番地二一  
サービスの種類 介護予防通所介護

三 (一) 指定年月日 平成二十年三月二十七日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人平成会

所在地 佐賀市久保田町久富三四五九番地二  
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 南鷗荘ホームヘルプサービス

所在地 佐賀市久保田町久富三四五九番地二  
サービスの種類 介護予防訪問介護

四 (一) 指定年月日 平成二十年三月二十七日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人平成会

所在地 佐賀市久保田町久富三四五九番地二  
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 南鷗荘デイサービスセンター

所在地 佐賀市久保田町久富三四五九番地二  
サービスの種類 介護予防通所介護

五 (一) 指定年月日 平成二十年三月二十七日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人平成会

所在地 佐賀市久保田町久富三四五九番地二  
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 南鷗荘ショートステイサービス

所在地 佐賀市久保田町久富三四五九番地二  
サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

六 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 太陽シルバーサービス株式会社

所在地 福岡県朝倉郡筑前町高田五八五番地一  
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 太陽シルバーサービス株式会社佐賀営業所

所在地 武雄市朝日町大字甘久三四七三番地三  
サービスの種類 介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販

売

七 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 合同会社サポート中九州

所在地 鳥栖市本鳥栖町上鳥栖八三四番地三  
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 サポート中九州

所在地 鳥栖市本鳥栖町上鳥栖八三四番地三  
サービスの種類 介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販

売

八 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社団法人全国社会保険協会連合会

所在地 東京都港区高輪三丁目二番一二  
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 佐賀社会保険介護老人保健施設サンビューさが

所在地 佐賀市兵庫南三丁目八番一号

<p>十二 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 有限会社ほほえみ</p> <p>所在地 武雄市朝日町大字甘久二八三三</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>
<p>十一 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ</p> <p>所在地 三養基郡みやき町大字白壁二四七三番地三</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ</p> <p>所在地 三養基郡みやき町大字白壁二四七三番地三</p>	<p>十四 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 特定非営利活動法人扇子</p> <p>所在地 杵島郡江北町大字惣領分一八〇二番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 ヘルパーステーション扇子</p> <p>所在地 杵島郡江北町大字惣領分一八〇二番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防訪問介護</p>
<p>十 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 医療法人社団芳香会</p> <p>所在地 福岡市中央区輝国一丁目一番七七号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 認知症対応型通所介護事業所東唐津</p> <p>所在地 唐津市東唐津三丁目二番一号</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p>	<p>十三 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 社会福祉法人江北町社会福祉協議会</p> <p>所在地 杵島郡江北町大字山口二六四五番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 江北町社会福祉協議会デイサービスセンター</p> <p>所在地 杵島郡江北町大字山口二六四五番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防訪問介護</p>
<p>九 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 医療法人口コメディカル</p> <p>所在地 小城市三日月町金田一〇五四番地二</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 江口病院デイケア三日月</p> <p>所在地 小城市三日月町金田一〇五四番地二</p> <p>サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 社会福祉法人江北町社会福祉協議会</p> <p>所在地 杵島郡江北町大字山口二六四五番地一</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 江北町社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター</p> <p>所在地 杵島郡江北町大字山口二六四五番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防訪問介護</p>

名称 デイサービスほほえみ

所在地 武雄市朝日町大字廿久二〇二九番地二

サービスの種類 介護予防通所介護

十六 (一) 指定年月日 平成二十年四月四日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人剛友会

所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 剛友会 訪問リハビリテーション

所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇

サービスの種類 介護予防訪問リハビリテーション

十七 (一) 指定年月日 平成二十年四月四日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人剛友会

所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 剛友会 居宅療養管理指導

所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇

サービスの種類 居宅療養管理指導

十八 (一) 指定年月日 平成二十年四月四日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人剛友会

所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 諸隈病院短期入所療養介護

所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇

サービスの種類 介護予防短期入所療養介護

十九 (一) 指定年月日 平成二十年四月四日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人剛友会

所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 にこにこ訪問看護ステーション

所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇

サービスの種類 介護予防訪問介護

二十 (一) 指定年月日 平成二十年四月二十四日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 ツルカメ薬局

所在地 佐賀市長瀬町三番一八号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ツルカメ薬局

所在地 佐賀市長瀬町三番一八号

サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導

二十一 (一) 指定年月日 平成二十年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人至誠堂

所在地 唐津市厳木町本山三八六番一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンターつつのみや

所在地 唐津市厳木町本山三八六番一

サービスの種類 介護予防通所介護

●佐賀県告示第二百六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法

律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があつた。

平成二十年六月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止年月日 平成二十年三月一日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人至慈会

所在地 杵島郡白石町大字戸ヶ里一八三二番地一八

三 事業所の名称及び所在地

名称 指定通所リハビリテーションありあけ

所在地 杵島郡白石町大字戸ヶ里一八三二番地一八

二 廃止年月日 平成二十年三月三十一日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 太陽セランド株式会社

所在地 福岡県田川市大字川宮二二〇〇

三 事業所の名称及び所在地

名称 太陽セランド株式会社 佐賀営業所

所在地 武雄市朝日町大字廿久字大鹿三四七三番地三

三 廃止年月日 平成二十年三月三十一日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 佐賀市兵庫南三丁目一番一九号

三 事業所の名称及び所在地

名称 セントケア虹の松原

所在地 唐津市和多田大土井二番七一号

◎佐賀県告示第二百七十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり開設者の住所並びに事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成二十年六月十七日

佐賀県知事 古川 康

開設者名称	開設者住所		事業所名称	事業所所在地	変更年月日
	旧	新			
特定非営利活動法人至誠身体障害者生活介護支援センター	佐賀市田代二丁目四番六号	佐賀市田代二丁目七番一四号	至誠介護支援センター	佐賀市田代二丁目七番一四号	平成二〇・四・一
	佐賀市田代二丁目四番六号	佐賀市田代二丁目四番六号	特定非営利活動法人至誠身体障害者生活介護支援センター	佐賀市田代二丁目四番六号	

◎佐賀県告示第二百七十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成二十年六月十七日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地		変更年月日
	旧	新	
セントケア武雄	武雄市北方町大字志久二番一号	武雄市北方町大字志久二番一号	平成二〇・四・一
	武雄市武雄町大字武雄八〇一四番地	武雄市武雄町大字武雄八〇一四番地	

●佐賀県告示第二百七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十年六月十七日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地	変更年月日
新	セントケア武雄訪問入浴	武雄市北方町大字志久二番一号	平成二〇・四・一
旧	セントケア武雄北方		

●佐賀県告示第二百七十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十年六月十七日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地	変更年月日
新	セントケア唐津	唐津市和多田大土井二番七一号	平成二〇・四・一
旧	唐津市竹木場五二〇六番地五二一		

●佐賀県告示第二百七十四号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水

防警報を行う河川及び海岸を次のとおり指定する。

なお、水防警報を発する河川及び海岸の指定(平成十七年佐賀県告示第一百七十四号)は、廃止する。

平成二十年六月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 一級河川

(一) 筑後川水系

佐賀江川 佐賀市紺屋町今宿橋から県道市武諸富線蒲田津橋下流八十七メートルの地点まで

城原川 神崎市神崎町城原県道佐賀川久保鳥栖線管生橋から東佐賀導水路流入点まで

巨勢川 佐賀市金立町大字薬師丸県道薬師丸佐賀停車場線薬師橋上流百メートルの地点から佐賀江川合流点まで

田手川 神崎市神崎町田道ヶ里国道三八五号広円橋から千代田町詫田国道二六四号城東橋まで

寒水川 三養基郡みやき町江口西寄橋から県道西島筑邦線新橋まで

通瀬川 三養基郡みやき町江口県道北茂安三田川線通瀬橋から県道江口東尾線江口北橋まで

安良川 鳥栖市山浦町岸田橋から原古賀町鉄道橋まで

大木川 鳥栖市曾根崎町国道三号八坂橋から宝満川合流点まで

秋光川 三養基郡基山町大字小倉国道三号秋光橋から宝満川合流点まで

(二) 六角川水系  
牛津江川 小城市牛津町勝勝大井樋から牛津川合流点まで  
晴気川 小城市小城町晴気国道二〇三号晴田橋から牛津川合流点まで  
今出川 多久市北多久町大字多久原国道二〇三号今出川橋から牛津川合流点まで



中通川 多久市北多久町大字小侍県道武雄多久線北田橋から牛津川合流点まで

武雄川 武雄市武雄町大字武雄県道武雄塩田線第一笹橋から武雄大橋まで

高橋川 武雄市朝日町大字甘久享保橋から武雄川合流点まで

(三) 松浦川水系  
松浦川 武雄市武内町梅野有ノ木橋から若木町本部字野々瀬萩の尾井堰まで

半田川 唐津市半田県道半田鬼塚線半田橋から松浦川合流点まで

(四) 嘉瀬川水系  
宇木川 唐津市宇木門田橋から半田川合流点まで

本庄江 佐賀市鍋島町大字八戸鉄道橋から嘉瀬川合流点まで

祇園川 小城市小城町松尾県道小城富士線祇園川橋から三日月町堀江堀江橋まで

八田江 佐賀市北川副町大字木原佐賀江川分派点から海まで

二二級河川  
(一) 玉島川水系

玉島川 唐津市浜玉町五反田築場橋から海まで

横田川 唐津市浜玉町横田上唐人川橋から玉島川合流点まで

(二) 伊万里川水系  
伊万里川 伊万里市伊万里町国道二〇四号相生橋から海まで

新田川 伊万里市新天町市道平尾脇田線坂口橋から伊万里川合流点まで

(三) 有田川水系

有田川 伊万里市二里町大里市道川東二二号線南川東歩道橋から海まで

西松浦郡有田町古木場古木場ダム直下から有田町大木宿町道

大木宿桑木原線道行橋まで

(四) 石木津川水系

石木津川 鹿島市大字納富分県道奥山鹿島線井手分橋から海まで

(五) 鹿島川水系

鹿島川 嬉野市塩田町大字谷所花園橋から海まで

(六) 塩田川水系  
塩田川 嬉野市塩田町大字馬場下国道四九八号塩田橋から海まで

(七) 福所江水系

福所江 佐賀市久保田町大字久保田国道二〇七号境川橋から海まで

三 海岸

有明海岸 佐賀市川副町大字大詫間元治搦から鹿島市浜町字松岡竈まで

浜玉・唐津海岸 唐津市浜玉町浜崎字浜崎虹の松原から唐房漁港まで

●佐賀県告示第二百七十五号

指定水防管理団体の指定(昭和四十三年佐賀県告示第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年六月十七日

佐賀県知事 古川 康

「川副町、東与賀町、久保田町」を削る。

●佐賀県告示第二百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年六月十七日から平成二十年七月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十七日 佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間			変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間	域			
十五中原線	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久	籠一七五一番地先から	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久	後	一六・三 一・二・八	二九・〇
	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久	籠一七五一番地先から	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久	前	八・四 七・八	二九・四

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月17日

収支等命令者

佐賀県健康福祉本部健康増進課長 岩 瀬 達 雄

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量 胃がん検診車 1台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成21年2月27日(金)
- (4) 納入場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県健康福祉本部健康増進課
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく参加資格を、入札書の提出期限の時点まで有する者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 当該検診車を期限内に納入できる者であること。

- (4) 当該検診車の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加申込書及び作業着手から納入までの作業計画書を平成20年7月18日(金)午後5時までに下記4の(1)の部局に提出しなければならない。提出された入札参加申込書及び作業計画書を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。なお、提出した計画書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 入札手続き等

- (1) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間 平成20年6月17日(火)から平成20年7月15日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号  
新行政棟3階 佐賀県健康福祉本部健康増進課

がん対策推進担当 電話0952-25-7074

ウ 交付方法 イの部局で随時交付する。また、佐賀県ホームページ

<p>(http://www.pref.saga.lg.jp) にも同期間掲載する。</p> <p>(2) 入札参加申込書及び作業計画書の受付期間、受付場所及び提出方法</p> <p>ア 受付期間 平成20年6月17日(火) から平成20年7月18日(金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 受付場所 (1)の交付場所に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 持参又は郵送によること。 なお、郵送の場合、書留郵便によること。</p> <p>(3) 入札書の提出方法 (1)の部局に持参し、又は郵送すること。 なお、郵送の場合は書留郵便によること。</p> <p>(4) 入札書の提出期限 平成20年7月28日(月) 午前10時(必着)</p> <p>(5) 開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成20年7月28日(月) 午前10時15分</p> <p>イ 場所 佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟7階 72号会議室</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金</p> <p>入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険</p>	<p>契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(3) 契約保証金</p> <p>契約締結の際に、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書した手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 当該契約について保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(4) 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>ア なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 保証金を納入しない者及び当該保証金の納入額が不足する者</p>
--	--

○ 公安委員会講演

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により、  
 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成20年 6月17日

佐賀県公安委員会

委員長 薬師寺 宏 達

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成20年 7月24日（木曜日） 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部
平成20年 9月26日（金曜日） 午前9時から午後5時まで	”

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成20年 7月10日（木曜日） 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁曙町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成20年 8月4日（月曜日） 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎
平成20年 9月12日（金曜日） 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁曙町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートル

キ 法令又は入札に関する条件に違反した者

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) 詳細は入札説明書による。

(8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased : A car with X-ray installation for stomach cancer check-up
- (2) Delivery period : February 27, 2009
- (3) Time limit for tender : 10:00a.m., July 28, 2008
- (4) A contact point for the notice : Health Promotion Division, Health & Welfare Head Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-city, Saga 840-8570, Japan. TEL 0952-25-7074

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年6月6日橋下土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 6月17日

佐賀県知事 古 川 康

のもの) 2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地为管轄する警察署を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。

(4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。

(5) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課(電話代表0952-24-1111 内線3173)又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全・刑事課に問い合わせてください。

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条に基づき法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施します。

平成20年6月17日

佐賀県公安委員会

委員長 葉 師 寺 宏 達

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種類、実施期間及び定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種類	実施期間	定員
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	新規取得講習	平成20年7月23日(水)から平成20年7月29日(火)まで	20人
	追加取得講習	平成20年7月28日(月)及び平成20年7月29日(火)	10人

各講習とも午前8時から午後5時30分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者を対象とします。

ア 最近5年間に法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するものを対象とします。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

<p>イ 1級検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者</p> <p>ウ 2級検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 2号警備業務に係る旧1級検定に合格した者</p> <p>オ 2号警備業務に係る旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>4 受講申込手続</p> <p>(1) 申込期間</p> <p>ア 新規取得講習 平成20年6月27日(金曜日)から平成20年7月4日(金曜日)まで</p> <p>イ 追加取得講習 平成20年6月30日(月曜日)から平成20年7月4日(金曜日)まで いずれも、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで、先着順とし、定員になり次第受付を終了します。</p> <p>(2) 申込先 住所地区又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(住所地区及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)へ持参してください。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 共通 警備員指導教育責任者講習受講申込書(縦4センチメートル、横3センチメートルの顔写真1枚を貼り付けること。) 1通</p> <p>イ 新規取得講習</p> <p>(ア) 前記3の(1)のアに該当する者</p>	<p>a 2号警備業務に従事したことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1通</p> <p>b 履歴書 1通</p> <p>(イ) 前記3の(1)のイに該当する者 2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通</p> <p>(ウ) 前記3の(1)のウに該当する者 a 2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通 b 警備業務従事証明書 1通</p> <p>(エ) 前記3の(1)のエに該当する者 2号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通</p> <p>(オ) 前記3の(1)のオに該当する者 a 2号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通 b 警備業務従事証明書 1通</p> <p>ウ 追加取得講習</p> <p>(ア) 前記3の(2)のアに該当する者 a 警備業務従事証明書 1通 b 履歴書 1通 c 資格者証等の写し 1通</p> <p>(イ) 前記3の(2)のイに該当する者 a 2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通 b 資格者証等の写し 1通</p> <p>(ウ) 前記3の(2)のウに該当する者 a 2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通 b 警備業務従事証明書 1通 c 資格者証等の写し 1通</p> <p>(エ) 前記3の(2)のエに該当する者 a 2号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通</p>
--	--

<p>b 資格者証等の写し 1通</p> <p>(オ) 前記3の(2)のオに該当する者</p> <p>a 2号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通</p> <p>b 警備業務従事証明書 1通</p> <p>c 資格者証等の写し 1通</p> <p>(4) 手数料</p> <p>ア 新規取得講習 38,000円</p> <p>イ 追加取得講習 14,000円</p> <p>手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。 なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p> <p>5 講習の委託 この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市御本町5番30号）に委託して行います。</p> <p>6 修了考査 講習修了後、佐賀県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。</p> <p>(2) 問い合わせ先 佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111内3033・3034） 又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-38-2016）</p>	<p>警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。</p> <p>平成20年6月17日</p> <p>佐賀県公安委員会 委員長 葉 師 寺 宏 達</p> <p>1 検定の種別及び級の区分</p> <p>(1) 雑踏警備業務1級</p> <p>(2) 雑踏警備業務2級</p> <p>2 検定試験の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成20年9月19日（金曜日）8時30分から16時30分まで</p> <p>(2) 場所 ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）</p> <p>3 検定試験の内容</p> <p>(1) 雑踏警備業務1級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 雑踏の整理に関すること。</p> <p>(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。</p> <p>(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 雑踏の整理に関すること。</p> <p>(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。</p> <p>(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応</p>
---	---

急の措置に関する事。。

(2) 雑踏警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関する事。。

(イ) 法令に関する事。。

(ウ) 雑踏の整理に関する事。。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における急の措置に関する事。。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関する事。。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における急の措置に関する事。。

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務 1 級

佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務 2 級

佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員

5 受検定員

各区分とも30人(先着順とする。)

6 検定申請手続

(1) 検定申請書の受付期間

平成20年8月19日(火曜日)から平成20年8月27日(水曜日)までの8時30分から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 検定申請書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課へ持参してください。

(3) 提出書類

ア 雑踏警備業務 1 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

(ウ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚

(エ) 前記4の(1)のアに該当する者は、2級検定(雑踏警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務に1年以上従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書。ただし、勤務先が廃業した場合など、やむを得ない事情により警備業務従事証明書を提出することができない場合には、当該事情を疎明した上で、前記4の(1)のアに該当することを誓約する書面及び履歴書 各 1 通

(オ) 前記4の(1)のイに該当する者は、都道府県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書の写し 1 通

イ 雑踏警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面



## 1 通

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

## (4) 受検票の持参

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。

## 7 検定の手数料等

(1) 検定の手数料は、13,000円です。

(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。

## 8 その他

検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。

## 9 問い合わせ先

最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033又は3034）

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年六月十七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社